

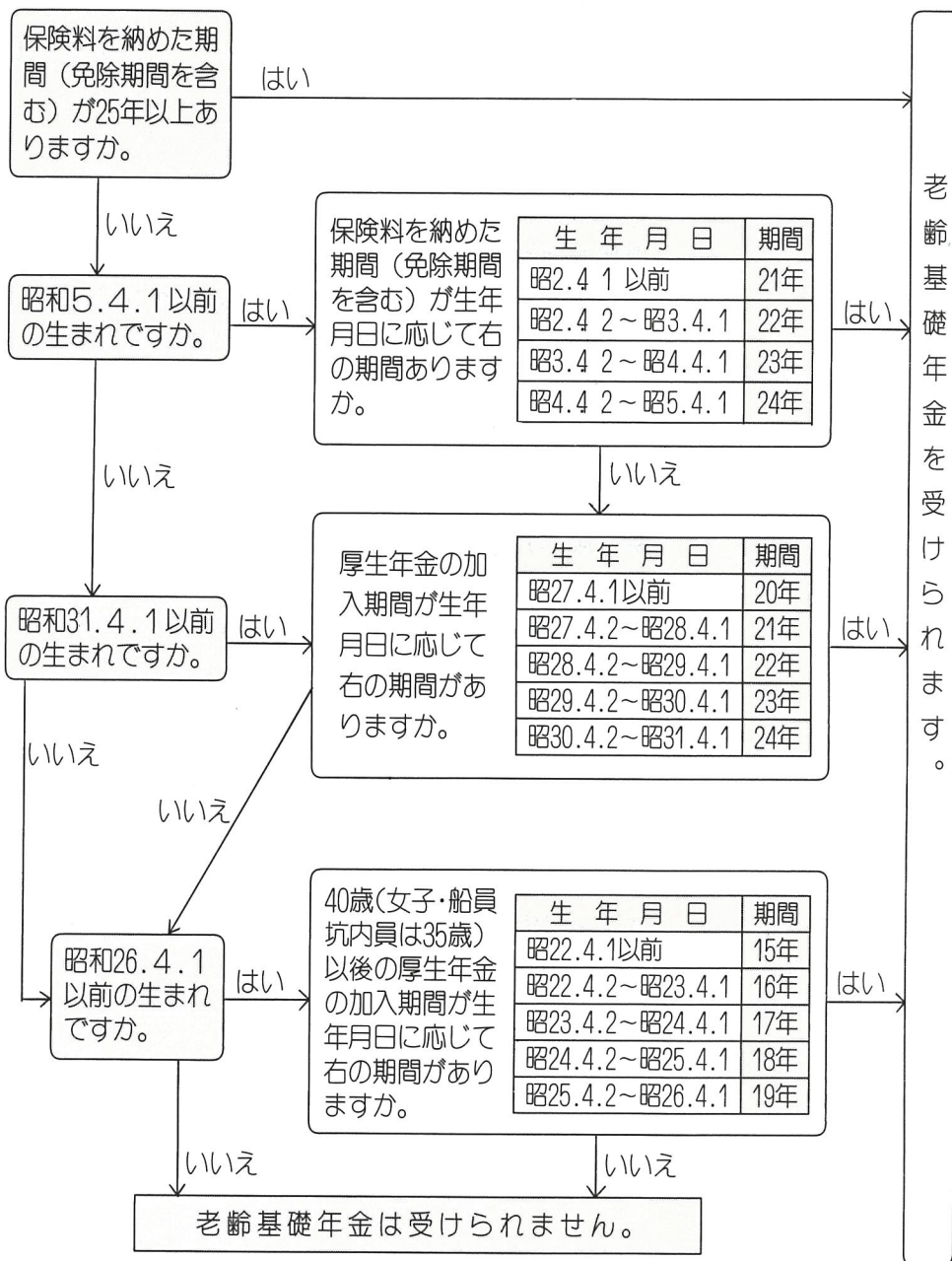
あなたの国民年金 パート11

国民年金の基礎年金がすべての年金の基本に!!

新年金制度では、20歳から60歳になるまでの40年間国民年金加入が義務づけられ、共通した基礎年金を受けられるようになりました。厚生年金や共済年金の加入者（第2号被保険

者）も当然、年金を受けるためには、基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていることが基本的な条件です。

あなたは将来老齢基礎年金を受けられますか？



短期給付の支払い月が変わります

旧法分	新法分	年金の種類
寡婦年金 遺児年金 母子年金 障害年金	寡族基礎年金 障害基礎年金	年金の種類
八月・十月・十二月	十一月・五月・八月	支払月
二年六回	年四回	

“国民がみんなで支える基礎年金”

お問い合わせは役場住民福祉課年金係
電話84-1211 内線155